

芳賀町木材利用促進方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、芳賀町内の建築物における木材の利用の促進及び県産木材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 森林は、良質な水を育む水源涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、土砂災害防止など公益的な機能を有している。

また、木材は、建築物や家具等に利用されることで、二酸化炭素を長期に貯蔵しており最終的に焼却しても二酸化炭素は増えないカーボンニュートラルに貢献するものである。

森林を伐採して木材を利用し、植林して育てる資源の循環により森林の有数する公益的機能の持続的発揮がもたれている。このため、地域の森林を整備し、公共建築物における木材の利用を取り組むほか、民間建築物における木材利用の促進が、林業・木材産業の成長産業化や脱炭素社会に貢献するために、各種施策に取り組むものである。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

ア 公共建築物の計画、設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討し、木質耐火部材等の活用も含め、木材の利用の促進に努めるものとする。

イ 公共建築物の木造・木質化に当たっては、当該建築物の用途、規模に適した木造・木質化が行われるよう、円滑な調達に向けて、施設計画の企画段階から準備を行うなど、長期的な計画をもとに設計や調達を行うものとする。木材の調達に

特殊性が伴う場合には、木材の調達と建築工事とを分離して発注するなど、発注方法の工夫により、木材調達と建築工事の円滑な執行を図るものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

町、建築関係事業者その他木材を利用する建築に携わる者は、住宅の整備主体に対し、住宅の木造化及び木質化に関する情報の提供に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対し、積極的な周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合は、法の目的や基本理念及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

4 森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の活用

公共建築物や民間の中大規模建築物の木造・木質化に当たっては、地域で調達可能な木材の規格や品質等を熟知した上で、建築物の設計・施工、木材の調達を行うことが重要であることから、建築物の発注者、設計者及び施工者は、地域の森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の助言を活用することができる。

5 木材の利用の促進の啓発

町は、関係団体と連携し、町民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、木材の利用の効果について普及啓発に努める。

第3 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 町が整備する公共建築物の木造・木質化の促進

(1) 町が整備する全ての公共建築物において、木造化を促進する。

特に、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物については木造化を原則とし、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮した上で整備を進めるものとする。

(2) 全面的な木造化が困難な場合は、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮し、法令に定める構造、防火性能等を確保した上で、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等との混構造により、構造躯体の一部木造化に努めるものとする。

(3) 木質化に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 内装制限を受けない建築物（校舎、体育館等）については、

特に積極的な利用に努める。

イ 内装制限を受ける建築物については、一部（避難経路、火気使用室等）を除き通常の木材が使用可能であることから、床、腰壁部分の木質化に努める。

ウ 壁面を木質化するときは、おおむね壁面面積の30%以上となるよう努める。

2 使用する木材

(1) 町及び県産木材の使用

木造・木質化を行う際に使用する木材については、芳賀町及び栃木県産木材とする。

ただし、形状や構造性能等により、町及び県産木材による調達が困難な場合は、この限りでない。

(2) 構造材の規格

構造材については原則JAS材又はJAS相当材とし、一定の基準を満たす木材とする。

なお、JAS相当材は、次のいずれかを満たすものとする。

ア 栃木県木材業協同組合連合会の格付士により評価（目視等級区分）された木材

イ 公的機関又は認定されたグレーディングマシン（性能評価機器）により評価（機械等級区分）された木材

3 物品等への木材の利用

建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、建築物の個別的性質から木材を使用できない場合であっても、机、椅子、書庫、展示台等の庁用物品や、名刺、名札等の物品として木材の利用に努める。

4 公共土木施設等における木材の利用

公共土木施設等については、施設の特質や用途に応じ、木材の特性を活かしながら町及び県産木材の利用の促進を図るものとする。

5 庁内の推進体制

町は、県産材需要拡大推進会議を開催し、木材の利用の促進に向けた連絡調整を図るものとする。